

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------------------|
| 45 | 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種関係事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は予防接種関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種関係事務 |
| ②事務の内容 | <p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了。</p> |
| ③対象人数 | <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 健康管理システム |
| ②システムの機能 | <p>予防接種 ・接種の対象者の選定を行い、条件に該当した住民情報の表示と帳票発布等を行う。 ・医療機関または、実施取りまとめ機関より返送された予診票等の内容を接種実績として登録する。 ・個人ごとの接種実績および、費用決済に関する事務に必要な情報の参照を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日をもって終了】)</p> |
| システム2～5 | |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------------|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|--|
| <p>②システムの機能</p> | <p><中間サーバーの機能></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う。 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う。 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う。 | | | | | | | | |
| <p>③他のシステムとの接続</p> | <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table> | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input type="checkbox"/> その他 () | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | |
| <p>システム3</p> | | | | | | | | | |
| <p>①システムの名称</p> | <p>ワクチン接種記録システム(VRS)【※令和6年9月30日運用終了】</p> | | | | | | | | |
| <p>②システムの機能</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施【アプリでの交付は令和6年3月31日終了】 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施【令和6年3月31日終了】 <p>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】</p> | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、27、28、29の項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、26の項</p> |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康増進課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|----------------|--|---|
| 1. 予防接種ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) | |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 現存の住民 | |
| その必要性 | 予防接種に関する事務処理の基礎とするとともに、必要な記録の適正な管理を図るため | |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 | |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () | |
| | その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するため ・4情報その他住民票関係情報: 法定記載項目の為 ・連絡先: 本人への連絡等のため ・業務関係情報: 法定記載項目のため |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 令和3年4月1日 | |
| ⑥事務担当部署 | 健康増進課 | |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (※○も含めて、実情に応じて記載します) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。【※VRSは令和6年9月30日に終了】)) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム【※VRSは令和6年9月30日に、コンビニ交付は令和6年3月31日に終了】) | |
| ③使用目的 ※ | 予防接種に関する事務、および必要な記録の作成のため | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 保健福祉部健康増進課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | I. 予防接種の対象者の選定、および必要な記録を作成する。 また、住民への各種通知(予診票等)や関係する機関への通知を出力する。 II. 予防接種の実績に関する記録を作成する。 III. 住民が予防接種の実績を閲覧するための記録を作成する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。【接種券の発行は令和6年3月31日で終了】 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 |
| | 情報の突合 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 |
| ⑥使用開始日 | 令和3年4月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | システム保守業務 | |
| ①委託内容 | システム保守業務 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社TKC | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | |
| ①委託内容 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等【証明書のコンビニ交付関連機能は令和6年3月31日終了、VRSは令和6年9月30日運用終了】 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社ミラボ | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。
・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。
また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。

クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
 - ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
 - ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
 - ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
 - ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
 - ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 予防接種ファイル

【識別情報】

1.基本コード

【連絡先情報】

1.電話番号

【業務関係情報】

1.基本コード、2.接種種類、3.接種回数、4.接種年度、5.接種年月日、6.予診医コード、7.接種医コード、8.接種会場コード、9.医療機関コード、10.接種区分、11.接種不適當区分、12.接種済証発行区分、13.接種量、14.接種部位、15.接種方法、16.メーカー、17.ワクチン名、18.ロットNO、

19.有効期限、20.罹患区分、21.罹患年月日、22.助成区分、23.助成年月日、24.助成金額、25.請求年月、27.他市町村接種区分、26.備考

2. 中間サーバーで保有される特定個人情報(上記と重複する項目を除く)
情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号等

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

・個人番号 ・基本コード ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)

・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※)

・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 予防接種ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク：目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。【VRSは令和6年9月30日運用終了】</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。【VRSの個人番号を用いた接種記録の照会は令和6年3月31日終了】</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)【※令和6年9月30日運用終了】 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)【※アプリでの交付は、令和6年3月31日をもって終了】

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)【※コンビニ交付は、令和6年3月31日をもって終了】

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>システムが必要とするデータベースのみアクセスできる構造になっており、その他の事務で使用するデータベースにはアクセスできないよう制御を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

| | |
|-----------------|--|
| <p>ユーザ認証の管理</p> | <p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| <p>具体的な管理方法</p> | <p>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証(又は生体認証など)認証を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請 |

| | | |
|-------------|-----------|--|
| | | した者に限定して発行される。 |
| その他の措置の内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログの記録を行う。 ・定期的に記録を確認し、不正アクセスがないか点検している。 ・サーバOSへのログインアクセス権管理 ・クライアントOSのログインID管理 ・システムへのログインID管理 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】

①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|---|--|---|
| リスク：不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令和6年9月30日をもって終了】 ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令和6年9月30日をもって終了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 <ol style="list-style-type: none"> ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><健康管理システムのソフトウェアにおける措置> ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②情報照会機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする事務(手続き)のみを情報照会可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、情報照会を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。</p> <p><健康管理システムの運用における措置> ※貴庁の運用における措置を記載してください</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ※貴庁の運用における措置を記載してください</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|--|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|--|

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><健康管理システムのソフトウェアにおける措置> ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする特定個人情報(データセットレコード)のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|---------------------|--|

| | | |
|-------------|---------------|---|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|---------------|---|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

■入手した特定個人情報が不正確であるリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

■入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

■不適切な方法で提供されるリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

■その他のリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政

①中間サーバーと既存システム、情報提供アプリケーションシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（秘密行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |

| | |
|--|--|
| <p>その他の措置の内容</p> | <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令和6年9月30日をもって終了。コンビニ交付関連機能は令和6年3月31日終了】 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> | |

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

| | |
|--|---|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>年1回以上の職員向けの情報セキュリティ研修の実施。 情報システム部門による内部監査の実施。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令和6年9月30日をもって終了】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令和6年9月30日をもって終了】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 |
| ②請求方法 | 那須塩原市個人情報保護条例、那須塩原市個人情報保護条例施行規則による |
| ③法令による特別の手続 | - |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | - |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-62-7197 |
| ②対応方法 | - |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和7年8月20日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | - |
| ②実施日・期間 | - |
| ③主な意見の内容 | - |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | - |
| ②方法 | - |
| ③結果 | - |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和4年5月10日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 | (略) | (略) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 | ②入手方法 [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)) | ②入手方法 [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム) | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | II 特手個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用方法 情報の突合 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を他市区町村に提供するために、転出先他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託内容① | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 | (略) | (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 ・個人番号・基本コード・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別)・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・ワクチン種類(※)・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ | 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 ・個人番号・基本コード・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別)・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・ワクチン種類(※)・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容 | ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 | ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 | 事後 | |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|-----------------------------|
| 令和4年5月10日 | Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手 | (略) | (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村 に對してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 | (略) | (略) | 事後 | |
| 令和4年5月10日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステム | (略) | (略) | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | 評価書名 | 新型コロナウイルスワクチン予防接種関係事務重点項目評価書 | 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種関係事務 重点項目評価書 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 那須塩原市は、新型コロナウイルスワクチン予防接種関係事務における…(以下省略) | 那須塩原市は、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種関係事務における…(以下省略) | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | (略) ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | (略) ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了。 | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続 | (略) [O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) | (略) [O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))【令和6年9月30日をもって終了】 | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称 | ワクチン接種記録システム(VRS) | ワクチン接種記録システム(VRS)【※令和6年9月30日運用終了】 | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能 | (略) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 | (略) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施【アプリでの交付は令和6年3月31日終了】 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施【令和6年3月31日終了】 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|-----------------------------|
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 (略) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条 (略) | 事後 | 法改正による |
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、17、18、19の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、27、28、29の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、26の項 | 事後 | 法改正による |
| 令和6年12月4日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 | 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 新型コロナウイルス感染症対策室長 | 保健福祉部健康増進課 健康増進課長 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報⑥事務担当部署 | 新型コロナウイルス感染症対策室 | 健康増進課 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | (略) 【O】その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)) | (略) 【O】その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。【※VRSは令和6年9月30日に終了】)) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 | (略) 【O】その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム) | (略) 【O】その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム【※VRSは令和6年9月30日に、コンビニ交付は令和6年3月31日に終了】) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 | 保健福祉部健康増進課 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 | 保健福祉部健康増進課 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 | (略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 (略) | (略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。【接種券の発行は令和6年3月31日で終了】 (略) | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 | (略) 1件 | (略) 2件 | 事後 | 記載誤り |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ①委託内容 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等【証明書のコンビニ交付関連機能は令和6年3月31日終了、VRSは令和6年9月30日運用終了】 | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法 第19条第15号 | 番号法 第19条第16号 | 事後 | 法改正による |

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|----|-----------------------------|
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法 | (略) [O]その他() | (略) [O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))【※令和6年9月30日をもって運用終了】 | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | | 市区町村長 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | | 番号法 第19条第8号 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 | | 10万人以上100万人未満 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 | | 予防接種法関連法令に定められる予防接種の対象者 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法 | | [O]情報提供ネットワークシステム (略) | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 | | 提供を求められたら都度 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | (別添1)ファイル記録項目 | (略) 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 (略) +接種回(1回目/2回目/3回目) (略) | (略) 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 (略) +接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目) (略) | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容 | (略) ② 他市区町村からの個人番号の入手 (略)・・・ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 ・・・(略) ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (略) | (略) ② 他市区町村からの個人番号の入手 (略)・・・ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。【VRSは令和6年9月30日運用終了】 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 ・・・(略) ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。【VRSの個人番号を用いた接種記録の照会は令和6年3月31日終了】 (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)【※令和6年9月30日運用終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じての入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) (略) | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)【※アプリでの交付は、令和6年3月31日をもって終了】 (略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)【※コンビニ交付は、令和6年3月31日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容 | (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|----|---------------------------------|
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 | (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 その他の措置の内容 | (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置の内容 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> (略) | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、 令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> (略) | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令 和6年9月30日をもって終了。コンビニ交付関連 機能は令和6年3月31日終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クを通じた提供を除く。) その他の措置の内容 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は 令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委 託や情報提供ネットワークを通 じた提供を除く。)におけるそ 他のリスク及びそのリスクに対 する措置の内容 | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (略) | <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は 令和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置 | <ワクチン接種記録システムにおける措置> (略) | <ワクチン接種記録システムにおける措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令 和6年9月30日をもって終了。コンビニ交付関連 機能は令和6年3月31日終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 | (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> (略) | (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令 和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> (略) | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置> 【※ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は令 和6年9月30日をもって終了】 (略) | 事後 | ワクチン接種記録システム (VRS)の運用終了による変更 |
| 令和6年12月4日 | Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先 | 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地 2 | 保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10 号 | 事後 | |

| | | | | | |
|-----------|---|--|---|----|--|
| 令和6年12月4日 | IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先 | 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地 2 電話0287-62-7197 | 保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10 号 電話0287-62-7197 | 事後 | |
| 令和6年12月4日 | II-6 保管場所 | <p>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</p> <p>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p> | <p>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</p> <p>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | | |
| 令和6年12月4日 | III-7 その他の措置の内容 | | <p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAPP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> | | |
| 令和6年12月4日 | III-7 その他の措置の内容 | | <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> | | |

| | | | | | |
|-----------|---|----------------------|---|----|--|
| 令和6年12月4日 | Ⅲ-7特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | | |
| 令和6年12月4日 | Ⅲ-10その他のリスク対策 | | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | | |
| 令和7年8月20日 | V-1-①実施日 | 2021/6/10 | 2025/8/20 | 事後 | |
| 令和7年8月20日 | II 主な記録項目 | 基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所) | 基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |